

『災害時における早期情報収集及び応急対策に関する協定』締結の公募

次のとおり協定締結を希望する関係者を公募します。

協定の締結を希望する者は、下記により技術資料を作成し提出をお願いします。

技術資料を提出した者の中から条件を満たす者と協定を締結することとします。

なお、本協定締結の公募は、工事発注ではありませんので、現場説明資料の送付及び入札は行いません。

本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において、企業の技術力「地域貢献度（災害協定の有無）」の項目で加算評価されます。

また、当該協定に基づき契約し、災害応急対策業務（防災訓練を除く）を行うと「地域貢献度（災害協定に基づく活動実績の有無）」の項目に加算評価されます。

平成30年 7月17日

国土交通省関東地方整備局
甲府河川国道事務所
尾松 智

記

1. 協定の概要

(1) 名称 災害時における早期情報収集及び応急対策に関する協定

(2) 目的 本協定は、国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所が管理または工事中の施設等（以下「所管施設」という。）が地震・大雨等の異常な自然現象及び予測できない災害等の発生、または発生の恐れがある場合において、「業務」を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び作業員について、双方がその確保及び動員の方法を定め、被害状況の早期把握、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

また山梨県やその周辺の広範囲で災害が発生した場合等においては、山梨県域やその周辺地域の社会活動復旧に資するために、他の行政機関が所管する施設等に拡大して「業務」を実施することがある。

(3) 内容 「道路構造物関連」及び「電気・機械設備関連」それぞれの分野で公募する。「道路構造物関連」においては設定した協定実施区間毎に協定締結を行う。

協定等資料は以下のとおりとする。

- ・協定(案)(道路構造物関連) : 別添資料①
- ・協定(案)(電気・機械設備関連) : 別添資料②
- ・道路構造物関連協定実施区間図(予定) : 別添資料③
- ・道路管内図(電気・機械設備関連) : 別添資料④
- ・河川管内図(電気・機械設備関連) : 別添資料⑤

(4) 期間 平成30年9月1日から平成33年8月31日まで

2. 応募資格

【Ⅰ. 道路構造物関連】

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成29・30年度一般競争(指名競争)入札参加資格業者のうち一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事のいずれかに認定されている者であること。
- (3) 会社更生法に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 山梨県内に建設業法に基づく本店を有すること。
- (5) 平成15年4月1日以降に、山梨県内で元請けとして完成・引渡し完了した道路工事における一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事のいずれかで、受注金額が2,500万円以上の施工実績を有すること。なお、当該工事実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事(旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。)に係るものにあつては、評定点合計(工事成績評定通知書の記4.成績評定①の評定点(評定点が修正された場合にあつては、修正評定点)をいう。)が65点未満のものを除く。(共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限る。)
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

【Ⅱ. 電気・機械設備関連】

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成29・30年度一般競争(指名競争)入札参加資格業者のうち電気設備工事、機械設備工事、通信設備工事または受変電設備工事のいずれかに認定されている者であること。

- (3) 会社更生法に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- (5) 平成15年4月1日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡しが完了した、電気設備工事、機械設備工事、通信設備工事または受変電設備工事のいずれかで、受注金額が500万円以上の施工実績を有すること。なお、当該工事実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4.成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあっては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。（共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限る。）
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 技術資料の作成及び提出に関する事項

技術資料の作成は次のとおりとする。

【I. 道路構造物関連】

- (1) 上記2.【I. 道路構造物関連】(5)における工事の施工実績【様式-1】
- (2) 協定締結希望区間と希望理由【様式-2】
- (3) 協力要請時に確保可能な建設機械等の状況【様式-3】
- (4) 協力要請時の人員配置及び参集場所状況【様式-4】
- (5) 他機関との災害応急対策に関する協定又は契約の締結状況（他の行政機関も含む）【様式-5】

【II. 電気・機械設備関連】

- (1) 上記2.【II. 電気・機械設備関連】(5)における工事の施工実績【様式-1】
- (2) 協力要請時の人員配置状況及び参集場所状況【様式-2】
- (3) 業務対応できる設備状況【様式-3】
- (4) 他機関との災害応急対策に関する協定又は契約の締結状況（他の行政機関も含む）【様式-4】

4. 技術資料の審査に関する事項

技術審査における審査項目は次のとおりとする。

【I. 道路構造物関連】

審査項目	留意事項
<p>1) 工事の施工実績 【様式－1】</p>	<p>① 平成15年4月1日以降に山梨県内で元請けとして完成・引渡しが完了した道路工事における一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事の施工実績。</p> <p>② 国(特殊法人等を含む)、山梨県、山梨県内市町村発注工事(2,500万円以上)を1件記載する。なお、当該工事实績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事(旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。)に係るものにあつては、評定点合計(工事成績評定通知書の記4.成績評定①の評定点(評定点が修正された場合にあつては、修正評定点)をいう。)が65点未満のものを除く。また、共同企業体としての施工実績は出資比率20%以上の工事に限る。</p> <p>③ CORINSの写し(登録されていない場合は、契約書の写し)を添付する。</p> <p>④ 施工実績が大臣官房官庁営繕部(旧建設省を含む。)又は地方整備局(旧建設省地方建設局を含む。)の発注した工事(港湾空港関係を除く。)である場合にあつては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。ただし、当該工事に係る工事成績評定通知書が、申請書及び資料の提出期限の前日時点において未通知の場合は、工事成績評定通知書の写しの添付は不要である。</p> <p>⑤ 施工実績が無い場合は協定を締結しない。</p> <p>⑥ 発注機関により、国(特殊法人等を含む)、山梨県、山梨県内市町村の順に優位とする。</p>
<p>2) 協定締結希望区間と希望理由 【様式－2】</p>	<p>① 協定締結希望区間を記載する。協定締結希望区間の希望理由を参考のうえ協定区間を選定するものとする。</p> <p>② 記載内容は協定締結を希望する区間の路線番号、区間番号及び希望理由を記載する。</p> <p>③ 上記①から参集場所までの距離(直線距離)を記載する。</p> <p>④ 希望区間及び上記③を別図(技術資料補足図面)に図示する。</p>
<p>3) 協力要請時に確保可能な建設機械等の状況 【様式－3】</p>	<p>① 協力要請時に確保できる建設機械の保有状況を記載する。 (参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クレーン類：ホイールクレーン、ラフタークレーン等 ・運搬機械：ダンプ、トラック、トレーラー、フォークリフト、給油車等 ・掘削機械：バックホウ、ショベル、ブルドーザー等

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除雪機械：グレーダー、除雪ローラー等 ② 建設機械は、自社、協力会社及びリース会社で所有又は手配することができるものとする。 ③ リース会社と契約している建設機械の契約書（リース期間が証明できる）を添付すること。 ④ 確保が不明確な場合は協定を締結しない。 ⑤ 建設機械確保の確実性（（自社→協力会社→リース）の順に確実性が高いものとする）を考慮の上、所有及び手配数量の多い者を優位とする。
4) 協力要請時の人員配置及び参集場所状況 【様式－4】	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時に出勤可能な技術者（土木施工管理技士等の資格を保有し監督の出来る者）、作業員、オペレーターの出勤体制を記載する。 ② 技術者、作業員、オペレーターは自社、協力会社に所属又は手配する事が出来る人数とするが、協定期間中、災害時に早急に甲府河川国道事務所の災害応急対策業務に確保できる人数を記載する。 ③ 技術者については土木施工管理技士等の資格が分かる資料を添付すること。 ④ 出勤の体制が不明確な場合は協定を締結しない。 ⑤ 技術者、作業員、オペレーターの出勤可能人数（自社、協力会社含む）の合計人数が多いものを優位とする。
5) 他機関との災害応急対策に関する協定又は契約の締結状況 【様式－5】	<ul style="list-style-type: none"> ① 他の公共機関との間において、当事務所と同様もしくは類似する災害協定又は契約を締結している場合は記載する。 （甲府河川国道事務所の「河川災害応急復旧業務に関する協定」についても記載する。） ② 複数締結している場合はすべて記載する。 ③ 記載した協定書又は契約書の写しを添付すること。 ④ 他機関との要請が重複した場合の体制が不明確な場合は協定を締結しない。 ⑤ 他機関からの協力要請と重複した場合における甲府河川国道事務所への協力を最優先とする者を優位とする。

【Ⅱ. 電気・機械設備関連】

1) 工事の施工実績 【様式－1】	① 平成15年4月1日以降に関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡し完了した電気設備工事、機械設備工事、通信設備工事または受変電設備工事の施工実績。
----------------------	--

	<p>② 当該工事実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。また、共同企業体としての施工実績は出資比率20%以上の工事に限る。</p> <p>③ CORINSの写し（登録されていない場合は、契約書の写し）を添付する。</p> <p>④ 施工実績が大臣官房官庁営繕部（旧建設省を含む。）又は地方整備局（旧建設省地方建設局を含む。）の発注した工事（港湾空港関係を除く。）である場合にあつては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。ただし、当該工事に係る工事成績評定通知書が、申請書及び資料の提出期限の前日時点において未通知の場合は、工事成績評定通知書の写しの添付は不要である。</p> <p>⑤ 施工実績が無い場合は協定を締結しない。</p>
<p>2) 協力要請時の人員配置及び参集場所状況 【様式－2】</p>	<p>① 災害時に出勤可能な技術者、作業員の出勤体制を記載する。</p> <p>② 技術者、作業員は自社、協力会社に所属又は手配する事ができる人数とするが、協定期間中、災害時に早急に甲府河川国道事務所の災害応急対策業務に確保できる人数を記載する。</p> <p>③ 技術者については保有する資格等が分かる資料を添付すること。</p> <p>④ 出勤の体制が不明確な場合は協定を締結しない。</p>
<p>3) 業務対応できる設備状況 【様式－3】</p>	<p>① 業務対応可能な設備状況を記載する。</p> <p>② 記載が不明確な場合は協定を締結しない。</p>
<p>4) 他機関との災害応急対策に関する協定又は契約の締結状況 【様式－4】</p>	<p>① 他の公共機関との間において、当事務所と同様もしくは類似する災害協定又は契約を締結している場合は記載する。</p> <p>② 複数締結している場合はすべて記載する。</p> <p>③ 記載した協定書又は契約書の写しを添付すること。</p> <p>④ 他機関との要請が重複した場合の体制が不明確な場合は協定を締結しない。</p>

5. 協定締結者の選定に関する事項

協定締結者の選定方法は次のとおりとする。

【Ⅰ. 道路構造物関連】

- (1) 協定締結者の選定は、提出された技術資料を基に技術審査の各項目を総合的に判断し選定する。なお、技術資料に欠落がある場合は選定の対象外とする。
- (2) 協定区間は、技術資料を参考のうえ決定する。
- (3) 協定締結希望者がある区間に集中する場合および協定締結希望者不在の区間が生じる場合等は、担当する区間等について協議のうえ選定する。
- (4) 提出された技術資料についてヒアリングを行うことがある。その場合は別途連絡する。(平成30年8月上旬頃を予定)

【Ⅱ. 電気・機械設備関連】

- (1) 協定締結者の選定は、提出された技術資料を基に技術審査の各項目を総合的に判断し選定する。なお、技術資料に欠落がある場合は選定の対象外とする。
- (2) 電気・機械設備関連の協定締結者は、担当工区は設定せず、甲府河川国道事務所管内全域を対象とする。
- (3) 提出された技術資料についてヒアリングを行うことがある。その場合は別途連絡する。(平成30年8月上旬頃を予定)

6. 技術資料の提出に関する事項

- (1) 様式を甲府河川国道事務所HP(※)からダウンロードにより、入手すること。
※ホームページアドレス：<http://www.ktr.mlit.go.jp/koufu/>
 - ① 配布する書類とファイル形式
 - ・ 公示文 pdf形式
 - ・ 技術資料様式 エクセル形式
 - ・ 協定書(案) pdf形式
 - ・ 道路構造物関連協定実施区間図(予定) pdf形式
 - ・ 道路管内図(電気・機械設備関連) pdf形式
 - ・ 河川管内図(電気・機械設備関連) pdf形式
 - (2) 技術資料は、次に記載する受付期間及び受付場所に持参または郵送(書留郵便等配達確認の出来るもので受付期間の消印有効)して下さい。
 - ① 受付期間
平成30年7月17日(火)から平成30年7月31日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで
 - ② 受付場所
〒400-8578 山梨県甲府市緑が丘1丁目10-1
国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所 道路管理第二課
TEL 055-252-8898
FAX 055-251-0801

- (3) 技術資料は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示すること(頁の例: 1/〇〇~〇〇/〇〇)。
- (4) 技術資料は紙で提出するものとするが、併せて入力したデータについても電子媒体(CD)で提出すること。様式-1~5については(1)でダウンロードしたデータ(エクセルファイル)とする。図面等の添付資料はPDFファイルとする。
- (5) 協定締結者への選定の通知
 - ① 協定締結者として選定した者に対して書面をもって甲府河川国道事務所長から通知する。
 - ② 当通知は平成30年8月中旬頃の発送予定で郵送する。

7. 非選定理由に関する事項

- (1) 技術資料を提出した者のうち協定締結者として選定しなかった者に対しては、選定しなかった旨とその理由(非選定理由)の書面をもって甲府河川国道事務所長から通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に書面により、甲府河川国道事務所長に対して非選定理由の説明を求めることができる。
- (3) (2)の書面の受付窓口、受付時間は次のとおりである。
 - ① 受付場所: 6.(2)②受付場所に同じ。
 - ② 受付期間: 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。
- (4) (2)の書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (5) (2)の非選定理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に書面により回答する。

8. 実施上の留意事項

- (1) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) ヒアリングの低減に向け、技術資料は正確、丁寧にわかりやすく記載すること。
- (3) 提出された技術資料は、協定締結者選定の目的以外に使用しない。
- (4) 技術資料に虚偽の記載をした者は、審査の対象としないとともに、協定締結後は協定を無効とする。
- (5) 提出期限日以降の技術資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 提出された技術資料は返却しない。
- (7) 本資料は、技術資料作成以外の目的で使用しないこと。

- (8) 技術資料の作成に関する問い合わせには応じるが、他社からの技術資料の提出状況、資料の内容等の問い合わせには応じない。なお、問い合わせ先は次のとおりとする。

〒400-8578 山梨県甲府市緑が丘1丁目10-1
関東地方整備局 甲府河川国道事務所 道路管理第二課（担当：黒田）
TEL 055-252-8898